

協働のまちづくり基本条例の検証に係る取組状況調査内容一覧(案)

条番号	見出し	条文	調査内容
第4章 市民参加と協働	第14条	市民参加 議会、行政は、市民のまちづくりへの参加を推進するため、政策を実施する過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境を整えるよう努めます。 2 議会、行政は、市民参加により得られた提案、意見を政策に反映させるよう努めます。 3 前2項に定めるもののほか、市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定めます。	①市民が参加しやすい環境づくりとして工夫した取組 ②市民参加により得られた意見を反映させた事例 ※市民参加の取組み件数はR3に実施済
	第15条	子どもの参加 市民、議会、行政は、子どものまちづくりに参加する権利を保障するため、子どもが年齢に応じてふさわしい形でまちづくりに参加できる機会を設けるとともに、参加しやすい環境を整えるよう努めます。	①子どものまちづくりへの参加に当たり工夫した取組
	第16条	公益的活動の推進 市民は、地域活動団体や非営利活動団体がまちづくりにおいて果たす役割を認識し、尊重するとともに、その公益的活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。 2 議会、行政は、地域活動団体や非営利活動団体の自主性、自立性を尊重し、これらの団体の運営や活動を必要に応じて支援します。 3 前項に定める地域活動団体や非営利活動団体の支援に関して必要な事項は、別に条例で定めます。	※公益的活動への参加割合は別途市民意識調査で確認 ①各種団体に対する支援の取組
	第17条	協働の推進 市民、議会、行政は、積極的に協働してまちづくりを推進します。 2 市民、議会、行政は、まちづくりに関する情報を広く発信するとともに、相互に交流する機会を設けます。 3 市民、議会、行政は、将来のまちづくりを担う人材の発掘や育成に努めます。 4 行政は、協働のまちづくりを推進するため、市民が自立し、協力して活動するための仕組みを整えます。	①協働の事例 ※NPOとの協働、産学官連携の調査は別途あり ②市民や議会との情報交換や交流の取組 ③将来のまちづくりを担う人材の発掘・育成の取組 ④協働の仕組みづくりの取組
	第19条	選挙 市民は、選挙が議員、市長を通じた市政への参加の重要な手段であることを認識し、選挙に関心を持つとともに、投票の機会を積極的に活用するよう努めます。 2 市民は、選挙において投票を行うにあたっては、市の直面する課題、候補者の掲げる政策などに関する情報の積極的な収集や理解に努めます。 3 市民、議会、行政は、選挙への市民の関心を高めるための取組を推進するとともに、市民が投票の機会を十分に活用できるよう、前項に掲げる情報の積極的な提供に努めます。 4 行政は、選挙への立候補に関する手続きについて明快に説明し、立候補予定者の政策立案に必要な情報を提供するなど、誰もが立候補しやすい環境を整えるよう努めます。	※投票率等は別途確認 ①選挙への関心を高めるために工夫した取組 ②誰もが立候補しやすい環境を整えるために工夫した取組
第5章 市政運営	第21条	財政運営 市長は、施策の実施に必要な財源の確保を図るとともに、効率的な財政運営を行い、持続可能で健全な財政の確立を図ります。 2 市長は、市民に対し、財政状況を公表し、わかりやすく説明します。	①持続可能で健全な財政の確立のために工夫した取組 ②財政状況の公表・説明に関する工夫の取組
	第22条	市政の改善 議会、行政は、市政を効果的かつ効率的に運営するため、市政を適時検証し、継続的に改善します。	①業務や事務についての見直し・改善の取組
	第23条	情報提供、個人情報保護 議会、行政は、市民の知る権利を最大限に尊重することにより、市政への市民参加の推進と市に対する市民の信頼の確保を図り、開かれた市政の実現を図るため、市民が必要とする情報を積極的に提供します。 2 議会、行政は、前項の情報提供を行うにあたっては、個人のプライバシーをはじめとする基本的人権を尊重し、個人情報を適切に管理し、保護しなければなりません。	①市民への情報発信で工夫した取組